

災害時拠点強靱化緊急促進事業

災害時拠点強靱化緊急促進事業(災害拠点病院の整備支援)

南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模災害時に大量に発生する帰宅困難者や負傷者への対応能力を都市機能として事前に確保するため、災害時に帰宅困難者等の受入拠点となる施設の整備を促進する。

帰宅困難者への対応(一時滞在施設の確保)

- 主要な駅の周辺において、民間再開発ビル等を活用して、行き場のない帰宅困難者の一時滞在施設の確保を促進
- <対象施設> 地方公共団体と帰宅困難者の受入に関する協定を締結するオフィスビル、学校、ホール等
- <対象地域> ①都市再生緊急整備地域^{※1}
 ②1日当たりの乗降客数30万人以上の主要駅の周辺^{※1}
 ③政令市・特別区、中核市・特例市・県庁所在都市の中心駅^{※2}の周辺^{※3}

負傷者への対応(災害拠点病院の整備)

- 大量に発生する負傷者に対応するため、災害拠点病院の整備を促進
- <対象施設> 都道府県が指定する災害拠点病院
- <対象地域> 全国
- 事業実施箇所: 29病院

【支援イメージ】

①民間事業者が整備主体の場合

掛かり増し費用	国 (2/3)	地方 (1/3)
	既存支援制度を活用 ・負担割合は各支援制度による。 ・民間事業者負担あり。	
自家用分に係る施設・設備の整備費	既存支援制度を活用 ・負担割合は各支援制度による。	

②地方公共団体が整備主体の場合

掛かり増し費用	国 (1/2)	地方 (1/2)
	既存支援制度を活用 ・負担割合は各支援制度による。	
自家用分に係る施設・設備の整備費	既存支援制度を活用 ・負担割合は各支援制度による。	

共通的要件

- 耐震性を有すること(新築の場合は、耐震等級2相当)
- 自家用分(通常時に施設利用する者の分)と帰宅困難者分の食料・水等を3日分備蓄可能であること 等

補助対象・補助率

- 帰宅困難者や負傷者を受け入れるために付加的に必要なスペースや防災備蓄倉庫、受入れ関連施設の整備に要する費用(掛かり増し費用)に対して支援 ※:原則、躯体工事を伴う整備に要する費用に限る
- 補助率 国:2/3、地方:1/3(民間事業者の場合)、国:1/2(地方公共団体の場合)

事業着手期限

- 2024年(令和6年)3月31日までに着手された事業

災害時に使用する非常用発電機、耐震性貯水槽、防災井戸、マンホールトイレ、非常用通信・情報提供施設等

